

大分県主要農作物奨励品種審査会設置要領

(設置)

第1 大分県主要農作物種子制度基本要綱で定められている主要農作物における優良品種（以下「奨励品種」という。）の決定等に関する事項を円滑に行うため、大分県主要農作物奨励品種審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 審査会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 奨励品種の決定基準に関する事項
- 二 奨励品種決定調査に供試される品種に関する事項
- 三 奨励品種の決定調査の方法に関する事項
- 四 奨励品種の決定及び廃棄に関する事項
- 五 その他必要と認める事項

(組織)

第3 審査会は、会長、副会長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 会長は農林水産部審議監（農政担当）を、副会長は農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が任命し、又は委嘱する。
 - 一 農業に関し学識経験のある者
 - 二 農業団体の代表者
 - 三 関係行政機関の職員
 - 四 県の職員
 - 五 民間育種業者及び実需者
 - 六 消費者団体の代表者
 - 七 その他会長が必要と認める者
- 4 審査会に、稲・大豆部会及び麦部会を設ける。

(任期)

第4 委員（県の職員のうちから任命された者を除く。）の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員が心身に故障があるため、任務の遂行ができないとき、又は委員たるに適しないと認められるときは、前項の規定にかかわらず解任し又は解職することができる。

(会長及び副会長)

第5 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時には、その職務を代理する。

(会議)

第6 審査会は必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。ただし、会長が必要と認めるときは、書面開催できるものとする。

2 審査会の協議は、稲・大豆部会又は麦部会において行うものとする。

3 各部会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開き、審査を行い、又は議決することができない。

4 各部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 ただし、書面開催の場合は、前項に関わらず、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 議決権行使にかかる書面の提出期限日

(2) 委員の現在数、書面により議決権を行使した会員の数

(3) 書面議決の結果

(事務局)

第7 審査会の事務局は、大分県農林水産部農地活用・集落営農課に置く。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の議決を経て会長が定める。

補 則

この要領は、平成30年4月1日付けで施行する。

この要領は、平成31年2月18日付けで施行する。